路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十六号　宿毛市平田町戸内字西ツルマニ六四六番一地内　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○四国地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年四国地方整備局告示第十三号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線
三　事業施行期間　自平成十九年二月二十六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年四国地方整備局告示第二十四号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線
三　事業施行期間　自平成二十年三月六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百十六号厳原都市計画道路事業三・五・七号厳原豆酘美津島線
三　事業施行期間　自平成十五年九月十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市山本字杢郎治一五〇二番六から同市山本字杢郎治一五〇二番三まで	前	一三・〇〇～一六・八二メートル	〇〇・〇三三キロメートル
	後	一五・二〇～一六・八二	〇〇・〇三三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百三号　唐津市山本字杢郎治一五〇二番六から同市山本字杢郎治一五〇二番三まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○九州地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十五号佐世保都市計画道路事業三・一・四十一号平瀬町千尽町線
三　事業施行期間　自平成十年一月十三日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・八号中央通及び三・四・二号国道二三〇号線
三　事業施行期間　自平成十六年十月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし